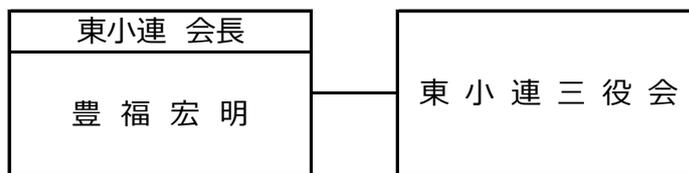


東小連コンプライアンスの流れ

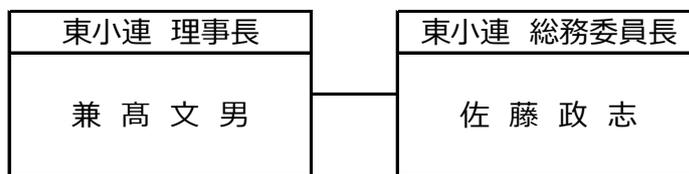
県 小 連 三 役 会



- ▲ 調査結果、提出された報告書、処分の仮決定を受けて三役会を開催し、東小連としての処分を決定する。該当指導者には、注意勧告等の指導を与える。県小連へ報告する。



- ▲ 提出された報告書等を審査し、県小連「体罰・暴力に関する処理要綱」および「体罰・暴力に関する罰則内容」に基づき、処分などを検討する。



- ▲ 事実確認の調査、「体罰・暴力に関する調査票」を作成し、提出する。

コンプライアンス委員会窓口【東小連 副理事長】

是 永 清 明 佐 藤 功 一 鈴 木 努 秋 山 亮 一



東小連へメールをしてください。

toubu@shizuoka-svb.com



- ★ 先ずは、東小連までメールで連絡をください。

体罰・暴力・暴言を見た、聞いた